

第 3 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 26 号を次のように改める。

(26) 削除

第 4 条第 1 項中「申請があった際」を「申請、交付又は閲覧の際」
に改め、同条第 2 項中「申請を受理できない」を「市長が特に必要
と認める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

2 亀岡市水道事業給水条例（平成 29 年亀岡市条例第 32 号）の
一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「申込み」の次に「又は交付」を加える。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

- 3 亀岡市下水道条例（昭和 57 年亀岡市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 39 条第 1 項中「申請の際」を「申請又は交付の際」に改める。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 マイナンバーに係る通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料の規定を削除すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 関係条例を改正すること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。